

お知らせ

最新の台風情報によると、非常に強い台風 21 号は、9 月 3 日(火) 早朝から昼にかけて西日本に上陸するおそれがあります。京都市に、**暴風警報又は特別警報**が発令された場合は、こどもの安全を確保するため、次のような取扱とします。これは、京都市幼保総合支援室の『台風接近に伴う保育園業務の体制について』に準じています。**朝の段階で登園可能かはホームページを確認ください。**

◎ 警報が午前 7 時以前に発令された場合

警報が解除になるまで、保育はしません。

登園せず、自宅で待機してください。

◎ 午前 7 時以降（保育時間中）に警報が発令された場合

保護者のみなさんに連絡をとり、**お迎えをお願い**します。「児童緊急連絡票」に基づいて、園から電話連絡をさせていただきますが、保護者の方からお迎えにこられる旨のお電話を頂いてもけっこうです。また、「児童緊急連絡票」の連絡先では連絡が付かない場合は、登園時に生活リズム表に連絡先を記入してください。全園児のお迎えが無事に完了するまでは、安全面に留意して保育を継続します。

◎ 午前 7 時以前に発令された警報が途中で解除された場合

* 午前 9 時 30 分以前に解除された場合

・・・解除後より平常保育で、給食を提供します。

* 午前 9 時 30 分以降に解除された場合・・・解除後より平常保育をしますが、お弁当を持参いただくか、時間によっては昼食を食べさせてから登園してください。

* 解除された時間が午後 4 時以降の場合は、そのまま保育せず閉園となります。